

## 神栖市スポーツ観光施設維持管理支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光需要の低迷により売上の急減に直面し、多大な損害を受けているスポーツ施設を維持管理する事業者に対し、予算の範囲内で神栖市スポーツ観光施設維持管理支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、当該支援金については、神栖市補助金等交付規則（昭和41年神栖村規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(支援対象事業者等)

第2条 支援金の交付対象者は、今後も継続して営業する意思のある事業者等（以下「事業者等」という。）であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営んでいること。
- (2) 申請時において、スポーツ施設を維持管理していること。
- (3) 宿泊施設及び維持管理するスポーツ施設に対して、いばらきアマビエちゃん（新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的とした茨城県によるシステムをいう。以下同じ。）を登録し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組を行っていること。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。
- (5) 事業所（代表者を含む。）又は個人事業主が市税等に未納がないこと。
- (6) 神栖市暴力団排除条例（平成24年神栖市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(対象となるスポーツ施設)

第3条 支援金の対象となるスポーツ施設は、交付対象者が管理する次に定める施設とする。

- (1) 天然芝のサッカーグラウンド（長さ（タッチライン）90メートル以上120メートル以下、幅（ゴールライン）45メートル以上90メートル以下）
- (2) 人工芝のサッカーグラウンド（長さ（タッチライン）90メートル以上120メートル以下、幅（ゴールライン）45メートル以上90メートル以下）

- (3) 野球場（少年野球場を含む。）
- (4) フットサルコート（長さ（タッチライン）25メートル以上42メートル以下、幅（ゴールライン）16メートル以上25メートル以下）
- (5) 屋内運動施設
- (6) その他市長が認めるスポーツ施設  
（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次に定める額とする。

- (1) 前条第1号のスポーツ施設は、その面数に15万円を乗じて得た額に相当する額とする。
- (2) 前条第2号から第4号までのスポーツ施設は、その面数に、前条第5号及び第6号のスポーツ施設は、その施設数に3万円を乗じて得た額に相当する額とする。

2 支援金の交付は、1事業者等につき1回限りとする。  
（支援金の申請及び請求）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、令和5年1月31日までに、神栖市スポーツ観光施設維持管理支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けていることが分かる書類の写し
- (2) 支援金の対象となるスポーツ施設の位置及び現況が分かる書類
- (3) いばらきアマビエちゃんの感染防止対策宣誓書の写し
- (4) 振込先の通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、現地調査を行い、及び関係書類を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援事業者に支援金を支払うものとする。この場合において、市長は、神栖市スポーツ観光施設維持管理支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、支援金交付の申請に係る事項について修正を加えて交付決定をすることができる。  
（交付の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による支援金の交付決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合に

において、市長は、神栖市スポーツ観光施設維持管理支援金返還命令通知書（様式第3号）により支援事業者に通知するものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

- 3 この告示の失効の日（以下「失効日」という。）以前に第4条に規定する支援金の申請及び請求を行った者に対するこの告示の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。